

一般社団法人常盤工業会会費納入規程

(目的)

第1条 本規程は一般社団法人常盤工業会会員の会費納入について定めるものである。

(会費納入者)

第2条 定款第6条にいう正会員とは、当該年度の直近2年間に会費を払っている者、終身会費支払い者及び会費免除者をいう。

(会費の種類)

第3条 会員の会費には、年会費(A)と、本人の申告^{注1)}により10年分を一括して支払う10年会費(B)がある。また、60歳以上の会員においては、本人の申告^{注2)}により一括納入する終身会費(C)がある。

2 平成22年度以降に入学した会員には、終身会費(D)を適用する。

(会費)

第4条 会費は、次のとおりとする。

① 会費

A	年会費	3,000円
B	10年会費	25,000円

② 60歳以上の会員のための終身会費^{注2)}

C	60歳以上	40,000円
	65歳以上	30,000円
	70歳以上	20,000円

③ 平成22年度以降に入学した会員の終身会費

D	終身会費	100,000円
---	------	----------

2 平成22年度以降に入学した会員が在学中に支払う場合は、終身会費を適用する。

3 納入された会費は返還しない。

(会費の免除)

第5条 80歳以上の会員で、直近の10年間滞りなく会費を納入した会員は本人の申告^{注3)}により会費の免除を受けることができる。

(会費納入方法)

第6条 会費(A、B)、終身会費(C)は郵便振替による納入のほか、常盤工業会事務局に直接持参することで納入することができる。

2 終身会費(D)は、ゆうちょ銀行口座自動引落による8回の分割払い(4年間、半期毎に12,500円の支払)による納入のほか、一括納入することができる。

注1) 10年会費申告の際は、その旨を郵便振替払込取扱票の通信欄に記載のこと。

注2) 60歳以上会員の終身会費申告の際は、納入年度4月1日現在の満年齢、及び生年月日を郵便振替払込取扱票の通信欄に記載のこと。

注3) 会費免除申告の際は、当該年度4月1日現在の満年齢、及び生年月日を常盤工業会事務局に通知すること。

附則

- ・平成15年4月1日から施行。
- ・平成20年4月1日に改正。
- ・平成22年4月1日に会費改定並びに学生終身会費制度導入。
- ・平成22年11月6日に社団法人常盤工業会の定款変更(会員の定義)に伴い文章改定。
- ・この規程は、当特例民法法人常盤工業会が一般社団法人の認可を受けた後に、一般社団法人常盤工業会として、平成24年5月12日開催の最初の定時総会で承認後、施行する。